

岡 監 第 7 9 号  
令和 3 年 6 月 3 日

特定非営利活動法人 市民オンブズマンおかやま  
代表者代表幹事 光 成 韶 明 様

岡山市監査委員 岸 堅 士  
同 土 居 幸 徳

### 岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 3 年 4 月 5 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求について、監査した結果を同条第 5 項の規定により下記のとおり通知する。

#### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求人

岡山市北区奥田一丁目 11 番 20 号  
特定非営利活動法人 市民オンブズマンおかやま  
代表者代表幹事 光 成 韶 明

##### 2 請求書の提出日

令和 3 年 4 月 5 日

##### 3 請求の内容

請求人が提出した岡山市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の内容は、次のとおりである。

岡山市職員措置請求書

令和 3 年 4 月 5 日

請求人 住 所 岡山市北区奥田1丁目11番20号  
名 称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま  
代表者代表幹事 光成卓明

岡山市監査委員 殿

## 第1 岡山市長に対する措置請求の要旨

岡山市長が、令和元年度に岡山市議会の会派「自由民主党岡山市議団」及び同「自由と責任の会」に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各会派に対して岡山市に返還するよう請求することを求める。

## 第2 措置請求の理由

### 1 岡山市議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山市議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第5条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」こと、第8条で会派が「その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除して残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第5条第2項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調

査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

## 2 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が令和元年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、「自由民主党岡山市議団」及び「自由と責任の会」の、以下の支出（詳細は別紙査定表記載）は、適切なものと認められない。

i　自由民主党岡山市議団調査研究費のうち、和氣議員自動車リース料、

374, 220円

自動車のファイナンスリース料は、実質的には自動車の購入代金と変わらないので、政務活動費の支出は許されない。

ii　自由民主党岡山市議団事務所費のうち、森田議員の事務所賃料・保険料、

334, 000円

森田議員の当該「事務所」は、平素閉まっていて人気がなく、電話料や光熱水費の金額が非常に低額なので、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められず、政務活動費の支出は許されない。

iii　「自由と責任の会」事務所費のうち、家賃55万円

「自由と責任の会」の事務所借上料と説明されており（領収書宛先も同じ）、領収書発行者は [REDACTED] である。

[REDACTED] は、熊代議員（「自由と責任の会」は熊代議員の一人会派である）が48%を出資し代表者を務める会社であり、

また、本件貸貸物件はプレハブ建物で保存登記もなされておらず、熊代議員ないし市民の党「自由と責任」の事務所として以外には使用された痕跡がなく、かつ [REDACTED] は敷地所有者ではない。また、①同会社が地代を支払っていることは立証されておらず、②月額10万円（按分支出前）の家賃は、プレハブ建物の賃料としては明らかに高額に過ぎる。

したがって、[REDACTED] は事実上熊代議員本人と一体の存在と見られるべきものであり、本件プレハブ建物を所有させて「自由と責任の会」から賃料を收取させることを目的として設立されたものと推定されるので、同社に対する賃料に政務活動費を支出することは許されない。

## 3 岡山市議会の令和元年度政務活動費の支出と不当利得

i　以上の結果、「自由民主党岡山市議団」及び「自由と責任の会」が令和元年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙査定表「否認額」欄に記載した支

出は、「条例」第5条に違反しているので、別紙違法支出額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は違法である。

- ii 「条例」第8条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。
- iii この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、<当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（第5条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。
- iv しかるに、1記載の不適正支出金額は「条例」第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第8条にいう「残余」にあたる。
- v よって、岡山市長が両会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当する。

#### 4 結論

よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

#### 第3 添付書類

##### 1 証拠書類各写 各 1 通

<別紙>

相手方及び請求金額一覧表  
令和1年度岡山市議会政務活動費  
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

| 相手方        | 請求金額（円）   |
|------------|-----------|
| 自由民主党岡山市議団 | 708,220   |
| 自由と責任の会    | 550,000   |
| 総計         | 1,258,220 |

(以上、内容は原文のまま掲載。ただし、相手方及び請求金額一覧表には<別紙>

と付した。また、添付書類は省略した。)

なお、本件請求書に添付されている、会派ごとのそれぞれの支出について否認理由等を記した「査定表」は、資料1として添付した。

#### 4 監査委員の除斥及び辞退

赤木一雄監査委員（自由民主党岡山政隆会）及び高橋雄大監査委員（おかやま創政会）は、本件措置請求の対象とされた政務活動費の交付を受けている会派の所属議員ではないが、議会制度に関わるものであり、監査の客観性及び公平性の確保の視点から、監査の執行を辞退した。

また、当該監査の期間中に監査委員の交代があり、赤木一雄監査委員及び高橋雄大監査委員は、令和3年5月14日付けをもって退任し、後任者として令和3年5月14日付けをもって、中原淑子監査委員及び吉本賢二監査委員が就任した。

吉本賢二監査委員（自由民主党岡山市議団）は、本件措置請求の対象とされた政務活動費の交付を受けている会派の所属議員であることから、法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

中原淑子監査委員（公明党岡山市議団）は、本件措置請求の対象とされた政務活動費の交付を受けている会派の所属議員ではないが、議会制度に関わるものであり、監査の客観性及び公平性の確保の視点から、監査の執行を辞退した。

#### 5 請求の受理

本件措置請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年4月14日に、請求書の提出日付けでこれを受理することを決定した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

岡山市議会（以下「市議会」という。）の会派「自由民主党岡山市議団」及び同「自由と責任の会」において令和元年度の政務活動費の交付を受けて行われた支出のうち、請求人査定表において請求人が違法と摘示する各支出（以下「本件各支出」という。）が、政務活動費としての使途に合致しているか否か、その結果、岡山市長（以下「市長」という。）が当該会派に対して返還を求めるなどの措置を講ずるべきか否かを監査の対象事項とした。

#### 2 監査対象部局

岡山市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年4月28日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、議会事務局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

#### （1）自由民主党岡山市議団調査研究費のうち和氣議員の自動車リース料

ア 和氣議員の自動車リース契約について、和氣議員は次の選挙でも再選されると予測してリース契約をし、再選後リース期間満了時にはリース車両を返還して新たに新車についてリース契約を締結するつもりでおり、現に再選された後、新たなリース契約を締結したものと思われる。

イ 政務活動費の支出の、資産形成の意味があるか否かに係る適否の判断基準は、議員の主観的意図から離れて、資産形成の意味をもつことが可能性としてあり得るか否かによって判断すべきであり、資産形成と言えるか否かについては、当該資産の客観的価値がどの程度か、当該資産の実質的な耐用年数が、議員の残り任期をどの程度上回っているかによって判断すべきである。

ウ 和氣議員の自動車リース契約は、対象となった自動車の価値が大きく、契約期間は和氣議員の任期を大幅に超えており、再リースによって、リース期間満了後も自動車の資産的価値を保持し続けることが可能なため、自動車リース料を政務活動費から支出することは許されない。

エ リース料を政務活動費から50%の按分で支出すれば、自動車に係る車検料、整備点検費用、公租公課、自賠責保険料も50%の按分で政務活動費から支出することになるが、これらは政務活動費の適切な使途として通常認められていない費用であるから、リース料の支出を認めることは、その意味でも不適切である。

#### （2）自由民主党岡山市議団事務所費のうち森田議員の事務所賃料等

ア 森田議員の事務所賃料等については、控訴審係属中であるも、平成28年度分の政務活動費についての岡山地方裁判所判決で、1/4按分すべきだと判断されているが、以下の理由で、この事務所は政務活動に使用されているとは言えない。

イ 普段閉まっていて人気がなく、電話料や光熱水費の金額が非常に低額であること等から、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められない。

ウ 建物は元コンビニエンスストアの店舗で、内部は広い空間が間仕切りも

されず、中央に応接セットのみが置かれており、元の店舗事務室らしきスペースにパソコンとコピー機が置かれているだけの状態で、森田議員は、市民相談や議会質問の作成等各種の資料等を事務所内に置いていると主張するが、そのような資料を平素議員自身が使用していない事務所に置くこと自体合理性が全くなく、森田議員の説明は不自然かつ不合理で、信用できない。

エ 森田議員の自宅は本件事務所から2キロほど離れた、建部町地内ではほぼ同一地域にあり、本件事務所を平成26年9月に賃借する以前は自宅を事務所としていたが、平成26年9月は平成27年4月の市議会議員選挙の直前で、明らかに選挙事務所用に賃借したものだと思われ、森田議員のブログを見ると平成31年4月の市議会議員選挙でも選挙事務所として使用されている。

オ 森田議員は市政報告紙「もりただより」をほぼ毎年1回出しているが、それに表示された森田議員の所在地は建部町大田の自宅であり、本件事務所の所在地は全く表示されておらず、本件事務所を開設した通知も全くされていない。

カ このようなことから、平素はほとんど利用しないながら、選挙事務所用に当該物件を確保しているもので、日常の議員活動に本件事務所を必要とし、もしくは使用していないことは明らかで、事務所賃料等を政務活動費から支出することは許されない。

### (3) 自由と責任の会事務所費のうち家賃

ア 熊代議員の事務所の賃料については、上告審係属中であるが、平成27年度分の政務活動費についての広島高等裁判所判決で、自己契約と同視すべきものと判断されている。

イ この賃料は自由と責任の会の事務所借上料と説明されており、領収書発行者は [REDACTED] という会社になっているが、[REDACTED] は熊代議員が48%出資し、代表を務めている会社である。

ウ 事務所はプレハブの建物で保存登記もされておらず、熊代議員ないし市民の党自由と責任の事務所として以外には使用された痕跡がなく、かつ [REDACTED] はこの敷地の所有者ではなく、同会社が地代を払っているかどうかが明らかにされていない。

エ したがって、[REDACTED] は事実上熊代議員本人と一体の存在と見られるべきものであり、本件建物を所有させて自由と責任の会から賃料を收取することを目的として設立されたものと推定されることから、同社に対する賃料に政務活動費を支出することは許されない。

#### 4 関係職員の陳述

令和3年4月28日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費の法的な位置づけは、法第100条第14項に基づき、市議会では条例を制定し、当該会派の所属議員1人につき月額13万5千円を乗じて得た額を、4月と10月の年2回に分けて各会派に交付している。
- (2) 会派の経理責任者は、4月30日までに前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを市議会議長（以下「議長」という。）に提出し、議長は提出された収支報告書等の写しを市長に送付し、市長は政務活動費に残余が生じた場合は、会派に残余金を返還させるものとしている。
- (3) 適正な支出に向けた取り組みとして、透明性の確保、運用指針の作成と見直し、経理責任者会議の開催、第三者によるチェック体制の強化等を行っている。
  - ア 透明性の確保については、平成19年7月1日以降の支出に係るものから、領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けることとし、また、平成25年度分から、収支報告書を市議会のホームページで公開し、さらには、令和2年度分から領収書をホームページで公開することを決定しており、透明性の確保により一層努めている。
  - イ 運用指針の作成と見直しについては、判決結果や他都市の運用状況等を踏まえ、直近では、平成29年3月に一部改訂等を行っている。
  - ウ 経理責任者会議は、各会派の経理責任者をメンバーとし、返還請求訴訟の判決結果の周知を図るとともに、適正な支出と運用指針の見直し等を行うため適宜開催しているもので、平成27年度分高裁判決後、平成28年度分地裁判決後の令和2年度に2回開催している。
  - エ 平成29年度以降、政務活動費に関する相談体制として、判例等に基づく助言、使途に関する指導・助言、運用指針の見直しに関する助言が得られるよう弁護士と顧問契約を締結するなど、第三者によるチェック・助言体制を強化している。
- (4) 議会事務局としては、職員が積極的に研修会等に参加し理解を深めることはもとより、運用指針や判決結果に沿った支出がされているか、適正な領収書等が添付されているかなど、毎年2回に分けて、厳正な検査を行っている。
- (5) 政務活動費は、会派が行う調査研究活動として、必要性、合理性、相当性を欠くことが明らかであると認められるものを除いて支出しているもの

で、条例に反する目的外の支出であるとは考えていない。

- (6) 令和元年度の自由民主党岡山市議団調査研究費の自動車リース料に関し、50%で按分して精算している件について、従前は裁判で違法と確定している結果ではなく、令和元年度政務活動費の精算においては、従前の高等裁判所判例どおり50%按分としている。
- (7) 自由民主党岡山市議団事務所費の森田議員の事務所賃料等に関し、平成28年度政務活動費の岡山地方裁判所の判決において、市が50%で按分して精算したことについて、25%の範囲で適法という判断があったが、この判決を不服として広島高等裁判所岡山支部において係争中であり、判決が確定しているものではなく、令和元年度精算時においては、運用指針に従い50%按分としている。
- (8) 自由と責任の会事務所費の事務所借上料に関し、令和元年度において運用指針に従い50%按分で精算していたが、令和2年9月10日に判決の言い渡しのあった平成27年度分政務活動費の高等裁判所判決における9月14日付けの更正決定で、同様の賃料において4分の1が適法とされたことを受け、令和元年度分の4分の1を超える額が、会派から令和2年12月17日に自主返還されている。
- (9) この度監査請求された事項については、いずれも運用指針や判例に沿った支出となっている。

## 5 関係人の調査

法第199条第8項の規定に基づき、必要に応じて本件各支出の該当がある会派及びその所属議員への調査を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

- (1) 関係法令等

#### ア 法

- (ア) 第100条第14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

- (イ) 第100条第15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(ウ) 第100条第16項

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

イ 岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例

岡山市（以下「市」という。）は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、市議会議員の調査研究及びその他の活動に資するための経費の一部として、議会における各会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとして、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第1号。以下「条例」という。）を制定している。その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 第2条（政務活動費の交付対象）

政務活動費は、市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(イ) 第3条（政務活動費の額及び交付方法）

第1項 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額135,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

第3項 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとする。

(ウ) 第5条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第1項 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

第2項 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(エ) 第6条（経理責任者）

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(オ) 第7条（収支報告書等の提出等）

第1項 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

第2項 前項の規定による収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(カ) 第8条（政務活動費の返還）

市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。

(キ) 第9条（収支報告書等の保存、閲覧等）

第1項 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 第10条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。

別表（第5条関係）

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 調査研究費    | 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費                     |
| 研修費      | 会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費                |
| 広報費      | 会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費                           |
| 広聴費      | 会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費          |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費                                   |
| 会議費      | 会派が各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 |

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 資料作成費 | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費      |
| 資料購入費 | 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費  |
| 人件費   | 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費       |
| 事務所費  | 会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |

#### ウ 岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則

市は、条例第10条に基づき、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則（平成13年市規則第80号）を定めている。その主な内容は以下のとおりである。

##### (ア) 第2条（交付申請等）

第1項 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において申請した事項に変更があった場合は、政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

##### (イ) 第3条（交付決定）

市長は、前条第1項の規定により申請のあった各会派について、交付すべき政務活動費の額を決定し、各会派の代表者に対し、政務活動費交付・変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

##### (ウ) 第4条（交付請求）

前条の規定による交付決定通知を受けた各会派の代表者は、その交付期限に当たる日の前日までに、追加交付に係る変更決定通知を受けた場合は遅滞なく、政務活動費交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

##### (エ) 第5条（収支報告書等）

第2項 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

##### (オ) 第7条（会計帳簿の整理保管）

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

#### エ 政務活動費の運用指針

市議会においては、法改正等に対応するため、「政務調査費使途基準の運用指針」を平成25年7月1日全面的に改定し、「政務活動費の運用指針（以

下「運用指針」という。)」とした。その主な内容は以下のとおりである。

- (ア) 適用年月日 平成25年4月1日（平成29年3月改訂）
- (イ) 主な記載内容
- ・政務活動費の概要
  - ・交付申請、収支報告等の手続
  - ・運用の基本指針
  - ・共通事項（全般的な原則や留意点等）
  - ・使途に関する指針（各経費項目の判断基準、支出例、留意点及び判例等）
  - ・その他（政務活動費に該当しない経費）
  - ・参考様式等
  - ・関係資料

## 2 監査の基本方針

- (1) 各会派は、市政発展と向上のため、日常的に調査研究その他の活動を行うことが期待されているが、その調査対象や調査方法も多種多様であることから、それに伴う経費の支出については、条例別表の使途内容の範囲で一定程度の裁量が認められていると解するのが相当である。
- (2) 一方、政務活動費の財源が市民の経済的負担に依拠しているものである以上、無制約な支出が許容されるものではなく、収支報告書等の資料に基づき、社会通念上、市政に関する調査研究に資する適正な支出と明らかに判断ができるものは、支出が運用指針に定める使途の判断基準（以下「使途基準」という。）に合致しないものと認めるのが相当である。
- (3) 調査研究その他の活動に資する経費として支出したことを最も把握している各会派において、保管を義務づけられている資料の保管がない場合に、これに対する合理的な説明がないもの、また、領収書等への記載が不十分であるものについて、政務活動との関連性を積極的に補足する説明もしないものは、支出が使途基準に合致しないものと認めるのが相当である。
- (4) 本件措置請求の監査に当たって、政務活動に資する部分とそれ以外の活動に資する部分が混在していると解される支出については、当該経費を按分するのが相当と解し、2分の1を超えた部分は使途基準に合致しないものとした。

## 3 判断基準等

監査委員が平成28年度の政務活動費に関する監査に当たって定めた判断基準を基に、平成29年3月に運用指針が改訂されていること、平成27年度及

び平成28年度の政務活動費に関する住民訴訟が係属中であること等を踏まえて、本件監査を行うに当たっての判断基準（以下「本件判断基準」という。）を別表1のとおり作成した。

本件各支出について、本件判断基準を適用して政務活動費の使途の適合性を判断するに当たっては、各会派及びその所属議員の自主性及び自律性を尊重したうえで、収支報告書等の記載事項を判断材料として、一般的、外形的に行うものとしたが、必要に応じて関係人の調査の際、補足説明を求めた。

なお、本件判断基準は、本件措置請求における判断のためのものであり、普遍的基準ではないことを付言する。

#### 4 判断

##### （1）自由民主党岡山市議団の整理番号509から515まで及び755から758までの支出について

和氣議員の使用する自動車リース料であり、会派がその50%で按分した額を支出したものである。

自動車の利用は議会活動との関連性が認められ、これはファイナンスリースという形式をとったとしても変わるものではない。

この自動車リース料に係るリース契約は、リース期間満了後に和氣議員に対し自動車の所有権を譲渡する内容とはなっておらず、自動車リース料の支払いを自動車ローンの支払いと同視することはできない。

リース契約終了後再リース契約を締結する可能性があること及び自動車の点検整備費用や公租公課等がリース料の算出に当たり考慮されていることは、自動車リース料の支払いを自動車ローンの支払いと同視すべき事情とまではいえない。一般的に、賃貸借契約においても、契約の更新や再契約をする余地があり、賃料額の設定に当たり公租公課等の額が考慮され得るからである。

リース契約期間は、各回のリース料金との関係で決定される事項であり、その期間の長短は、自動車ローン購入契約と同視すべき事情としての影響力が小さいと考えられる。また、リース契約をした自動車がクラウンロイヤルサルーンであることは、そのリース契約が自動車ローン購入契約と同視し得るかどうかという観点ではなく、調査研究のために使用する自動車として相当か否かとの観点において問題となり得るものである。そして、クラウンロイヤルサルーンは一般的なセダンタイプの乗用自動車であり、政務活動から逸脱した目的に利用されるとは認められない。

##### （2）自由民主党岡山市議団の整理番号61, 10, 14, 78, 143, 206, 302, 358, 453, 563, 647, 1033及び1036の支出につ

いて

森田議員の事務所の賃料及び損害保険料であり、会派がその50%で按分した額を支出したものである。

森田議員の事務所は、事務所としての形態・機能（事務スペース、応接スペース、備品等）を有しており、森田議員自身が賃借契約名義人となっている。また、森田議員は事務所において市政の課題や市民の意見を把握していることを説明している。したがって、事務所の賃料の支出は、政務活動との関連性を推認できないとまではいえない。

### （3）自由と責任の会の整理番号23の支出について

熊代議員の事務所の家賃であり、会派がその50%で按分した額を支出していたものである。

運用指針では、事務所費について、「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は生計を一にする者若しくは親族が所有する建物や会社を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、支出できない。」とされている。熊代議員の事務所は、熊代議員の所有建物の一部を賃借した

から、さらにその一部を賃借したものであるから、運用指針の趣旨に鑑み、事務所費として支出することができない部分を含んでいると解される。そして、事務所費として支出することができる部分とできない部分が混在している場合、2分の1で按分するのが相当である。

会派は、令和2年12月17日付けで、事務所賃料全体の4分の1で按分した額を超える額である275,000円を自主的に市へ返還した。

なお、熊代議員は、の発行済株式総数の過半数を有しておらず、令和元年6月10日に代表取締役を辞任しているから、同社と熊代議員が一体の存在であるとまではいえない。

## 5 結論

本件各支出について判断した結果は、別表2に記載のとおりで、請求人の主張には理由がないものと判断されることから、本件措置請求について、これを棄却する。

### （1）自由民主党岡山市議団

返還すべき額は認められなかった。

### （2）自由と責任の会

返還すべき額は認められなかった。

## 第4 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、市長及び議長に対し、今回の監査を通じての意見を述べることとする。

### 1 透明性の確保について

政務活動費の執行に当たっては、平成19年7月1日以降領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付け、平成25年度分からは収支報告書を市議会のホームページで公開している。さらに令和2年度分からは、領収書をホームページで公開することを決定するなど、一層の透明性の確保に取り組んでいる。

各会派においては、引き続き透明性の確保に努められるとともに、市民への十分な説明責任を果たされるよう要望する。

### 2 運用指針について

運用指針については、使途の適正化と透明性の確保等のため、常に内容の精査を行い、適宜見直しを行う必要がある。今回の監査においては、一部に運用指針では政務活動費の使途の適合性を明確には判断し難い事例が認められた。

今後とも、社会情勢の変化や裁判例の動向、さらには他の政令指定都市等の状況も考慮のうえ、より一層の充実に努められたい。